

## 陳 情 文 書 表

平27陳情第13号		平成27年11月17日受理
件 名	公民館等公共施設の使用料値上げ方針の撤回を求める陳情	
陳 情 者	秦野市北矢名56-9 公民館等公共施設の使用料値上げ問題を考える会 平井 洋子 ほか181団体	
陳 情 の 要 旨		
<p>秦野市は、公共施設使用料を現行の2.5倍～3倍にするとした、秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針を平成26年11月に公表しました。市民や公共施設利用者はこれに驚き、「これでは活動ができなくなる」、「値上げは絶対しないでほしい」など大きな声が上がりました。</p> <p>私たちはこの「大きな声」を受け止めて、公共施設利用者を中心として「公民館等公共施設使用料値上げ問題を考える会」を結成しました。この「公共施設を考える会」（通称）では、市から値上げの説明を求める「集い」の開催や、利用者団体による陳情書の提出を広く市民に呼びかけ、署名活動に取り組みました。</p> <p>私たち市民は、公共施設は市民の文化、芸術、スポーツなどの活動を通して交流を深め、市民の「生きがい」を生み出す生涯学習の拠点として位置付けられていると考えています。</p> <p>特に公民館は、昭和24年制定の社会教育法によりその整備が進められ、同法第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められています。</p> <p>秦野市は、使用料値上げの理由の一つとして「負担の公平」を掲げていますが、「受益者」は市民全体であり、利用者のみを「受益者」とするのは上記の理念から考えると問題です。特に公民館の使用料はもともと無料でしたが、平成17年から有料になりました。近隣では、社会教育法の理念に基づいて使用料を基本的に無料にしている市町村もあります。</p> <p>公民館の値上げが実施されるようなことがあれば、社会教育法の理念にも反し、</p>		



また、「住んでよかつた秦野」のまちづくりや、「市民力向上」に逆行することになるのではないでしょうか。これ以上の値上げはしないでください。

#### 陳情事項

- 1 公民館等公共施設の使用料値上げの方針を撤回すること。